

(様式第 4 号)

第 1 回上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審 議 会 名	上田市自治基本条例検証委員会
2 日 時	令和 7 年 7 月 28 日 午前 9 時 30 分から
3 会 場	市役所本庁舎 4 階 庁議室
4 出 席 者	金山委員 (会長)、中村委員 (副会長)、小林潤子委員、小林みゆき委員、竹花委員、 田中委員、田畑委員、中沢委員、西委員、二瓶委員、橋詰委員、堀内委員、丸山委員、 三井委員
5 市側出席者	土屋上田市長、堀内市民まちづくり推進部長、平田市民参加・協働推進課長、 伊藤自治協働支援担当係長、櫻井地域内分権推進担当係長
6 公開・非公開	☒ 公 開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
7 傍 聴 者	1 人 記者 3 人
8 会議概要作成年月日	令和 7 年 8 月 5 日
協 議 事 項 等	
1 開会 (平田課長)	
2 委嘱式	
(1) 人事通知書交付	
(2) 市長あいさつ (土屋市長)	
(3) 自己紹介	
・ 委員、事務局自己紹介	
(4) 会長及び副会長の選出について	
・ 委員から事務局案の提示について提案あり	
【全員了承】	
・ 事務局から会長に金山委員、副会長に中村委員を提案	
【全員了承】	
・ 会長、副会長あいさつ	
3 会議内容 (金山会長進行)	
(1) 上田市自治基本条例の制定経過及び内容について	
・ 自治会基本条例概要版のパンフレット及び逐条解説の資料に沿い、事務局から概要を説明	
(2) 上田市自治基本条例の見直しについて	
・ 資料に沿い、事務局から概要を説明	
(3) 各担当課の考え方について	
・ 資料に沿い、事務局から概要を説明	
(4) スケジュールの確認について	
・ 資料に沿い、事務局から概要を説明	
【質疑応答】	
(委員)	
住民投票に関して制度として馴染みがないが、実際どのくらい実施されたか。	
(事務局)	
実際には 1 件も実施されていない。住民投票はあらかじめ住民投票に関する条例を制定し、その範囲内で	

対応する常設型と、事案ごと個別に条例を策定する個別型と二つあるが、上田市は個別型として位置付けている。

(委員)

今回の説明の中で、自治基本条例は平成23年4月に自治の最高規範として位置付けるとあり、逐条解説の総合計画では、総合計画を策定し実現を図るとある。私は総合計画を策定する委員にも就いているが、総合計画審議会の説明では総合計画は市の最上位計画であると位置付けられるとの説明を受けている。自治基本条例は総合計画の上をいく条例ということでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり。自治基本条例は具体的な計画の条例ではなく、理念を定める条例となる。まずは、参加と協働のまちづくり、地域内分権のまちづくりの二つの大きな基本方針に則ってまちづくりを進めていくという大枠のまちづくりの方向性を定めたものが自治基本条例となる。その中でより具体的な政策や施策を位置づけとしていくための総合計画、これが市の総合的な施策をまとめた計画になる。その計画を策定することをこの自治基本条例で位置付けている。総合計画は、同時進行で進んでいる話だが、総合計画は6編の章で構成されていて、市の政策を包含的、総合的に全分野をまとめたものである。これも計画といいながら、具体的な計画というよりも方向性を定める計画となっている。さらに総合計画の下に個別の計画を策定しており、3段階の構成となっている。分野ごとの計画ということで、例えば、子育ての計画や多文化共生の計画など、個別の計画がある。最上位に自治基本条例があり、総合計画を定めることを位置づけ、その下に個別の計画を作っていくという建付けになっている。

(委員)

市民の方々が、この条例を目にする機会はあるのか。どのようにして目にするができるか。

(事務局)

常に見られる場所は市のホームページになる。どんどん見てくれという性質のものではないので、興味のある方にホームページを訪ねていただいてご覧いただくということがメインになってくる。5年ごとの見直しの機会に検証委員会を設置し、検証後、パブリックコメントを一か月間の期間をもって見直しについて市民の皆さんから意見をいただいております、この二つが市民の皆さんがみていただくタイミングであると考えている。日常的に見えるようになっているが、見ていただけていない状況であるとは承知しているので、そこは対策ができていない状況である。

(委員)

今日配布した冊子はどこかで見られるようになっているか。

(事務局)

市役所の本庁舎2階に「まちのアトリエ」があり、そこで書架として設置してある。また、本庁舎や各地域自治センターの行政資料コーナーにも設置し見られるようになっている。

(委員)

欲しい方がいたら手に入れることはできるか。

(事務局)

できるようになっており、市民参加・協働推進課に問い合わせいただきたい。

(委員)

市民への周知に関連して教えていただきたい。子どもたち向けに作られている「ともに作ろう上田の未来」の冊子はすごくわかりやすく作られていると思うが、具体的に小学校の授業とかで活用されているとか、どんな形で子供たちに周知されているのか教えていただきたい。

(事務局)

条例自体、子どもたちにはわかりづらいということで、前回の見直しの時に作った資料となっている。当時、中学生の全員に配った経過がある。わかりやすく質問なども入れて込んで興味を引くように作ったが、うまく活用されたことはなかったかもしれない。条例の見直しがあった時には、この手引きのようなことも検討しながら周知を図っていきたいと考えている。

(委員)

出前講座も興味があったのでまた教えていただければと思う。

(4) その他

次回 第2回 上田市自治基本条例検証委員会

日時 令和7年8月29日(金) 午後2時00分から

場所 市役所本庁舎5階 大会議室

4 閉会